

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

修正申告書作成マニュアル

扶養控除等を修正する方で、
確定申告書データをお持ちでない方用



既に提出した所得税の確定申告書の扶養控除等に修正が必要な場合の修正申告書の作成手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1 作成開始

所得税の修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

- ① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」を押してください。

作成コーナートップ

お知らせ

一覧

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。



- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成



- 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

ご利用ガイドはこちら

作成の流れ 入力例 ご利用になれない方 など

提出した申告書に誤りがあった場合

令和6年分以前の申告書に誤りがあった場合は、更正の請求書、修正申告書の提出を行ってください。

なお、令和7年分の申告書に誤りがあった場合は、確定申告期限内であれば、上の「申告書等を作成する」から申告書を作成し、再度提出してください。

① [→ 新規に更正の請求書・修正申告書を作成する](#)

[→ 更正の請求書・修正申告書の作成を再開する](#)

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、消費税の申告が必要です。

免税事業者が登録を受けた場合には、申告に当たって消費税の納税額を売上税額の2割に軽減できるいわゆる「2割特例」の適用が可能です。なお、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円を超える場合や高額の資産を仕入れた場合、課税期間を短縮している場合など2割特例の適用を受けることができない場合があります。詳細は、「[2割特例](#)」特設ページをご参照ください。

※ 消費税の確定申告に当たっては、[インボイス発行事業者の登録を受けた方へ](#)を併せてご参照ください。また、インボイス制度の詳細は、[インボイス制度特設サイト](#)をご確認ください。

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxソフト（WEB版）へログインすることで送信したデータの受付結果の確認やダウンロードができます。

確認する

送信した申告書の内容の確認

メッセージボックスからダウンロードしたデータ（拡張子が [.txt]）を読み込むと、申告の内容を確認することができます。

確認する

画面番号：CC-AX-010

ページTOPへ

- ② 「提出方法に関する質問」に回答して、税務署へ修正申告書を提出する際の提出方法を選択します。マイナンバーカードをお持ちの方は「スマートフォンを使用する」ボタン又は「ICカードリーダーライターを使用する」ボタンを、マイナンバーカードをお持ちでない方は「e-Tax (ID・パスワード方式)」ボタン又は「書面」ボタンを押します。

税務署への提出方法の選択

② 提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
 電子証明書の有効期限とは
はい いいえ
- マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダーライターをお持ちですか。
 スマートフォンの対応機種を確認するはこちら
はい いいえ

マイナンバーカードを利用してe-Taxをご利用になれます。
画面の案内に沿って操作を進め、e-Taxにより申告書の送信・提出を行ってください。
※ マイナンバーカードの電子証明書のパスワードをあらかじめご用意ください。
 マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を提出する方法

認証方法の選択

スマートフォンを使用する > ICカードリーダーライターを使用する >

※ スマートフォンでパソコンに表示されるQRコードを読み取る方法です。

提出方法を変更する方はこちら ▲

e-Tax (ID・パスワード方式) > 書面 >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。
 ID・パスワード方式とは
 税理士等でない方が他人の確定申告書等を作成することは法律で禁止されています

税理士の方が代理送信を行う場合

代理送信 >

戻る

画面番号：CC-AA-010 < へ ページTOPへ

- ③ 表示されているラジオボタンから、作成する修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンを押してください。

この後、先ほど選択した提出方法に応じて、マイナンバーカードの認証や利用者識別番号の入力等を行ってください。

※ この操作の手引きでは、「令和7年分」の所得税の修正申告書の「作成開始」を選択した場合の説明をしています。

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③ 令和7年分 令和6年分 令和5年分 令和4年分 令和3年分 令和2年分

令和7年分の申告書等の作成

<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の更正の請求書・修正申告書	③ <input type="button" value="作成開始"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書）	<input type="button" value="作成開始"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 消費税の更正の請求書・修正申告書	<input type="button" value="作成開始"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 贈与税の更正の請求書・修正申告書	<input type="button" value="作成開始"/>

[トップ画面へ戻る](#)

画面番号：CC-AA-160 [ページTOPへ](#)

2 「確定申告書データ読込」画面

「次へ」ボタンを押してください。

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和7年分 所得税 (更正・修正) マイナンバーカード

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

確定申告書データ読込

① 修正前の確定申告書データ (.data形式) をお持ちでない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください。

確定申告書等作成コーナーで保存した令和7年分の確定申告書データ (.data形式) を読み込みます。
修正前の確定申告書データ (.data形式) を読み込むことで、修正や追加が必要な項目を入力するだけで、更正の請求書・修正申告書を作成できます。
「ファイルを選択」ボタンを押してデータを選択し、「保存データ読込」ボタンを押してください。

- > 操作方法が分からない場合
- > データを保存した場所が分からない場合

ファイルを選択

ファイル名: 選択されていません

戻る次へ

画面番号: SS-AH-010 ^ ページTOP^

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

3 「本人情報の確認等」画面

- ① 「生年月日」を入力します（マイナンバーカード方式やID・パスワード方式を選んだ場合は、利用者識別番号から検索した情報が入力された状態で表示されます。）。
- ② 青色申告の承認を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。

本人情報の確認等

本人情報の確認

① 申告者本人の生年月日 必須
昭和43(1968) 10 31

申告する所得に関する質問

事業所得や不動産所得がある方で、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。

② 青色申告の承認を受けている

戻る ③ 次へ

画面番号：SS-AA-010c ^ ページTOP ^

4 「所得金額等の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得金額等の入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の所得金額等を入力してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

所得金額等の入力

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

> 入力箇所を申告書の見本で確認する

① 所得金額等

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例（措法41条の5）、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例（措法41条の5の2）を適用する場合

申告書第四表を使用して申告した場合

事業所得

営業等の所得金額（円）
※：申告書第一表の（1）の金額

農業の所得金額（円）
※：申告書第一表の（2）の金額

不動産所得

所得金額（円）
※：申告書第一表の（3）の金額

利子所得

所得金額（円）
※：申告書第一表の（4）の金額

配当所得

所得金額（円）
※：申告書第一表の（5）の金額

給与所得

区分
※：申告書第一表の（6）の区分

所得金額（円）
※：申告書第一表の（6）の金額 5,326,000

雑所得

公的年金等の所得金額（円）
※：申告書第一表の（7）の金額

業種の所得金額（円）
※：申告書第一表の（8）の金額

その他の所得金額（円）
※：申告書第一表の（9）の金額

（7）から（9）までの計（円）
※：申告書第一表の（10）の金額

総合譲渡所得・一時所得

所得金額（円）
※：申告書第一表の（11）の金額

上記所得金額の内訳

総合譲渡所得を含む

一時所得を含む

所得金額の合計

所得金額（円）
※：申告書第一表の（12）の金額 5,326,000

戻る ② 次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-030a ^ へーSTOP ^

5 「所得から差し引かれる金額の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額（所得控除）の入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額（所得控除）を入力してください。
- ② 寄附金控除の入力がある場合は、「入力する」ボタンを押してください。（寄附金控除の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちでない場合）」のP11「寄附金控除等の入力」画面の入力方法をご参照ください。）
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。

所得から差し引かれる金額の入力

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

> 入力箇所を申告書の見本で確認する

①

所得から差し引かれる金額（所得控除）

社会保険料控除	
控除額（円） ※：申告書第一表の（13）の金額	911,504
小規模企業共済等掛金控除	
控除額（円） ※：申告書第一表の（14）の金額	
生命保険料控除	
控除額（円） ※：申告書第一表の（15）の金額	
地震保険料控除	
控除額（円） ※：申告書第一表の（16）の金額	21,000
寡婦・ひとり親控除	
区分 ※：申告書第一表の（17）～（18）の区分	
控除額（円） ※：申告書第一表の（17）～（18）の金額	
医療費控除	
区分 ※：申告書第一表の（28）の区分	
控除額（円） ※：申告書第一表の（28）の金額	
寄附金控除	
控除額（円） ※：申告書第一表の（29）の金額	-
入力する >	②
所得から差し引かれる金額の合計	
合計（円） ※：申告書第一表の（30）の金額	2,172,504

戻る

③ **次へ**

ここまでの入力内容を保存

6 「税金の計算に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前の税金の計算（税額控除等）に関する入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の税金の計算（税額控除等）を入力してください。
- ② 政党等寄附金等特別控除、または住宅耐震改修特別控除等の入力がある場合は、「入力する」ボタンを押してください（「寄附金控除等の入力」画面の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちでない場合）」のP11、「住宅耐震改修特別控除等の入力」画面の入力方法はP12をご参照ください。）。
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。

税金の計算に関する入力

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

> 入力箇所を申告書の見本で確認する

① 税金の計算（税額控除等）

課税される所得金額

金額（円）	3,153,000
※：申告書第一表の（31）の金額	

上記に対する税額

税額（円）	217,800
※：申告書第一表の（32）の金額	

配当控除

控除額（円）	
※：申告書第一表の（33）の金額	

投資税額等控除

区分	
※：申告書第一表の（34）の区分	
控除額（円）	
※：申告書第一表の（34）の金額	

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

区分1	
※：申告書第一表の（35）の区分1	
区分2	
※：申告書第一表の（35）の区分2	
控除額（円）	
※：申告書第一表の（35）の金額	

政党等寄附金等特別控除

控除額（円）	-
※：申告書第一表の（36）～（38）の金額	

② 入力する >

住宅耐震改修特別控除等

区分	-
※：申告書第一表の（39）～（41）の区分	
控除額（円）	-
※：申告書第一表の（39）～（41）の金額	

② 入力する >

予定納税額（第1期分・第2期分）

税額（円）	
※：申告書第一表の（51）の金額	

第3期分の税額

納める税金（円）	
※：申告書第一表の（52）の金額	
還付される税金（円）	59,217
※：申告書第一表の（53）の金額	

戻る **③** 次へ

ここまでの入力内容を保存

7 「その他の項目に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前のその他の項目に関する入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、修正申告前のその他の項目を入力してください。
- ② 本年分で差し引く繰越損失額や翌年分以後に繰り越す損失額がある場合は、「入力する」ボタンを押してください（翌年分以後に繰り越す損失額がある方は、「更正の請求書・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちでない場合）」のP13「本年分で差し引く繰越損失額等の入力」画面の入力方法をご参照ください。）。
- ③ 申告分離課税の所得がある場合は、「申告分離課税の入力を行う」にチェックを付けてください（所得金額（申告分離課税）の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちでない場合）」のP10「所得金額（申告分離課税）」画面の入力方法をご参照ください。）。
- ④ 「次へ」ボタンを押してください。

その他の項目に関する入力

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

> 入力箇所を申告書の見本で確認する

① その他の項目

専従者給与（控除）の合計額

合計額（円）
※：申告書第一表の（58）の金額

青色申告特別控除額

控除額（円）
※：申告書第一表の（59）の金額

本年分で差し引く繰越損失額

損失額（円）
※：申告書第一表の（62）の金額

②

① 平均課税対象金額

金額（円）
※：申告書第一表の（63）の金額

変動・臨時所得金額

区分
※：申告書第一表の（64）の区分

所得金額（円）
※：申告書第一表の（64）の金額

申告分離課税の有無

更正の請求・修正申告を行う直前の申告等について、申告分離課税の所得がある場合は、「申告分離課税の入力を行う」にチェックを付けてください。

> 申告分離課税とは

③ 申告分離課税の入力を行う

④

8 「修正項目の選択」画面

① 下図の①の右側にある、「V」を押すと選択肢が表示されますので追加訂正等をする項目を選択してください。

② 追加訂正等項目の選択終了後、「次へ」ボタンを押してください。

なお、それぞれの修正画面の入力方法は、以下のリンクをご参照ください。

⇒ [扶養控除・特定親族特別控除を修正する場合](#)

⇒ [配偶者（特別）控除を修正する場合](#)

修正項目の選択

追加を行う所得・控除等を選択してください。
なお、既に申告した所得・控除等の内容を修正する場合、選択を行う必要はありません。
また、所得金額の合計や税額計算（例：「課税される所得金額に対する税額」の計算）が誤っている場合は、申告した所得金額や控除等を以下の項目から選択し、次の画面で入力することで正しい金額で自動計算されます。

収入・所得金額（総合課税）

収入・所得金額（総合課税）の修正項目

- 事業所得（営業等・農業）
- 不動産所得
- 利子所得
- 配当所得
- 給与所得
- 雑所得（公的年金等）
- 雑所得（業務・その他）
- 総合課税所得（短期・長期）
- 一時所得

収入・所得金額（申告分離課税）

収入・所得金額（申告分離課税）の修正項目

- 土地建物等の譲渡所得
- 株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等
- 先物取引に係る雑所得等
- 退職所得

※：退職所得のある方で、更正の請求・修正申告を行う直前の申告で退職所得を申告していない場合は、退職所得を含めて更正の請求・修正申告を行う必要がありますので選択してください。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

所得から差し引かれる金額（所得控除）の修正項目

- 障害者控除（本人）
- 障害者控除（配偶者）
- 障害者控除（扶養親族）
- 配偶者（特別）控除
- 扶養控除・特定親族特別控除（16歳未満の扶養親族や申告者本人以外の扶養親族を含む。）

税金の計算（税額控除等）

税金の計算（税額控除等）の修正項目

- 投資税額等控除
- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除
- 政党等寄附金等特別控除
- 住宅耐震改修特別控除

その他の項目

その他の項目の修正項目

- > 「青色申告特別控除額」にチェックが付いていることができない場合
- 専従者給与（控除）額
- 青色申告特別控除額
- 本年分で差し引く繰越損失額
- 平均課税対象金額、臨時・変動所得金額

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

9 「更正の請求・修正申告額の入力」画面（扶養控除・特定親族特別控除を修正する場合）

① P6「所得金額の入力」画面等において入力した項目が「修正前」の欄に表示されます。「入力する」ボタンを押して、修正後の内容を入力してください。

なお、修正前と修正後が同じ金額であっても入力が必要です。

② 扶養控除・特定親族特別控除が入力できるようになりますので、「入力する」ボタンを押してください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。
なお、選択した修正項目に限らず、更正の請求・修正申告後の内容を全て入力する必要があります。

収入・所得金額（総合課税）の確認

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金額	-	-	-
区分	-	-	-
所得金額	5,326,000円	-	-

>

所得金額の合計

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
所得金額の合計	5,326,000円	0円	入力項目ではありません

所得から差し引かれる金額（所得控除）の確認

社会保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	911,504円	-	-

>

地震保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	21,000円	-	-

>

配偶者（特別）控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分1	-	-	-
区分2	-	-	-
控除額	380,000円	-	-

>

扶養控除・特定親族特別控除

扶養控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
控除額	380,000円	-	-

特定親族特別控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
人数	1人	-	-
控除額	310,000円	-	-

>

10 「扶養控除・特定親族特別控除の入力」画面

- ① 「+扶養親族等を入力する」ボタンを押して次の画面へ進みます。

扶養控除・特定親族特別控除の入力

扶養親族等の一覧

扶養親族等の入力

入力人数：0人 / 12人
※：16歳以上16人、16歳未満6人まで入力可能

① + 扶養親族等を入力する

戻る 入力終了



- ② 扶養控除・特定親族特別控除の対象となる者の情報を入力します。
- ③ 複数人入力する場合は「もう1人入力する」を押してください。
入力が終わりましたら、「入力内容の確認」ボタンを押してください。

扶養控除・特定親族特別控除の入力

扶養親族等の入力 1人目

▲ 控除の対象にならない親族の例

- ・ 本年分の合計所得金額が58万円を超える親族
※：19歳以上23歳未満の親族の場合は123万円を超える方
- ・ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方
- ・ 白色申告者の事業専従者
- ・ 他の申告者の同一生計配偶者、扶養親族又は特定親族として配偶者（特定親族）として控除の対象とされている方

扶養親族等の基本情報等

② 扶養親族等の基本情報

扶養親族等の氏名
※：10文字以内
国税 一郎

> 扶養親族等の氏名が10文字を超える場合の入力方法

続柄
子

生年月日
平成14(2002) 8 8

③ その他の情報

障害者の該当
> 障害者の区分が分からない場合
障害者の区分を選択してください

国外居住親族の該当
> 国外居住親族とは
 扶養親族等が国外居住親族である

別居の該当
 扶養親族等と別居している

令和7年分以降の場合、19歳以上23歳未満の親族の方は、下図のように、金額の入力欄が表示されます。

入力いただいた所得の合計金額が58万円以下の場合には扶養控除を、58万円超123万円以下の場合には特定親族特別控除を受けることができます。

扶養親族等の収入金額等

扶養親族等の方に該当する収入がある場合は、収入金額等を入力してください。

> 収入金額等の入力方法が分からない場合

扶養親族等の給与の収入金額（円）
※：「給与所得の源泉徴収票」の支払金額の合計

扶養親族等の上記以外の所得金額（円）
※：収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額

戻る ③ もう1人入力する 入力内容の確認

(⇒次ページへ続く)



④ 入力内容を確認し、誤りが無ければ「入力終了」ボタンを押してください。

扶養控除・特定親族特別控除の入力

扶養親族等の一覧

扶養親族等の入力

入力人数：2人 / 12人
※：16歳以上6人、16歳未満6人まで入力可能

扶養親族等の入力内容

	扶養親族等の氏名	生年月日 ※：令和8年1月1日時点 の年齢を表示していま す。	扶養控除額	特定親族特別 控除額	障害者控除額	操作
1	国税 一郎 (子)	平成14年8月8日 (2 3歳)	380,000円	-	-	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>
2	国税 次郎 (子)	平成15年9月9日 (2 2歳)	-	210,000円	-	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>

+ 扶養親族等を入力する

扶養控除額の合計
380,000円

特定親族特別控除額の合計
210,000円

扶養親族に係る障害者控除額の合計
-

④

11 「更正の請求・修正申告額の入力」画面の終了

- ① 扶養控除・特定親族特別控除の額が修正されます。
- ② 配偶者（特別）控除の修正の必要がない場合は、「次へ」ボタンを押すと、「計算結果の確認」画面が表示されます。「計算結果の確認」画面は、以下のリンクからご確認ください。

⇒ [「計算結果の確認」画面](#)

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力し、
なお、選択した修正項目に限らず、更正

地震保険料控除

項目	修正前
控除額	21,000円

配偶者（特別）控除

項目	修正前
区分1	-
区分2	-
控除額	380,000円

扶養控除・特定親族特別控除

扶養控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
控除額	380,000円	380,000円	✔ 入力あり

特定親族特別控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
人数	1人	1人	✔ 入力あり
控除額	310,000円	210,000円	✔ 入力あり

【ご参考】
特定親族特別控除の金額は、特定親族の合計所得金額から計算されます。

特定親族の合計所得金額		控除額
58万円超	85万円以下	63万円
85万円超	90万円以下	61万円
90万円超	95万円以下	51万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円
123万円超		0円

①

②

12 「更正の請求・修正申告額の入力」画面（配偶者（特別）控除を修正する場合）

- ① P6「所得金額の入力」画面等において入力した項目が「修正前」の欄に表示されます。「入力する」ボタンを押して、修正後の内容を入力してください。
なお、修正前と修正後が同じ金額であっても入力が必要です。
- ② 配偶者（特別）控除の「入力する」ボタンを押してください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。
なお、選択した修正項目に限らず、更正の請求・修正申告後の内容を全て入力する必要があります。

収入・所得金額（総合課税）の確認

①

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金額	-	-	-
区分	-	-	-
所得金額	5,326,000円	-	-

入力する >

所得金額の合計

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
所得金額の合計	5,326,000円	0円	入力項目ではありません

所得から差し引かれる金額（所得控除）の確認

社会保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	911,504円	-	-

入力する >

地震保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	21,000円	-	-

入力する >

配偶者（特別）控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分1	-	-	-
区分2	-	-	-
控除額	380,000円	-	-

② 入力する >

13 「配偶者（特別）控除の入力」画面

- ① 配偶者の収入金額等を確認し、入力してください。
- ② 「入力終了」ボタンを押してください。

配偶者（特別）控除の入力

配偶者（特別）控除の入力

▲ 控除の対象にならない配偶者の例

- ・ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方
- ・ 白色申告者の事業専従者
- ・ 他の親族の扶養控除、障害者控除又は特定親族特別控除の対象とされている方

※：夫婦がお互いに配偶者（特別）控除の適用を受けることはできません。

配偶者の基本情報等

配偶者の基本情報

配偶者の氏名
※：10文字以内

国税 花子

> 配偶者の氏名が10文字を超える場合の入力方法

配偶者の生年月日

昭和38(1963) 11 11

その他の情報

配偶者の障害者の該当

> 障害者の区分が分からない場合

障害者の区分を選択してください

国外居住親族の該当

> 国外居住親族とは

配偶者が国外居住親族である

別居の該当

配偶者と別居している

① 配偶者の収入金額等

配偶者の方に該当する収入がある場合は、収入金額等を入力してください。

> 収入金額等の入力方法が分からない場合

配偶者の給与の収入金額（円）
※：「給与所得の源泉徴収票」の支払金額の合計

2,000,000

配偶者の公的年金等の収入金額（円）
※：「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額の合計

配偶者の上記以外の所得金額（円）
※：収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額

戻る

② 入力終了

14 「更正の請求・修正申告額の入力」画面の終了

- ① 配偶者（特別）控除の額が自動的に計算されます。
修正後の入力有無が「入力あり」になっていることを確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。
なお、選択した修正項目に限らず、更正の請求・修正申告後の内容を全て入力する必要があります。

収入・所得金額（総合課税）の確認

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分			
収入金額			
区分			
所得金額			

入力する

所得金額の合計

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
所得金額の合計			

所得から差し引く

社会保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額			

入力する

地震保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額			

入力する >

配偶者（特別）控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分1	-	1 （配偶者特別控除の適用を受ける）	✓ 入力あり
区分2	-	-	-
控除額	380,000円	30,000円	✓ 入力あり

訂正する >

【ご参考】
配偶者（特別）控除の金額は、あなたの合計所得金額と、配偶者の合計所得金額から計算されます。

	あなた（居住者）の合計所得金額				控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
58万円以下	38万円	26万円	13万円	0円	配偶者控除
老人控除対象配偶者（※39ページ） ※昭和31年1月1日以前に生まれた方（70歳以上の方）	48万円	32万円	16万円		
58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円		配偶者特別控除
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円		
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超	0円	0円	0円		

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

15 「計算結果の確認」画面

- ① 修正申告により新たに納付すべき税額が表示されていますので確認してください。
※ 訂正する項目がある場合には、「戻る」ボタンを押すと P12「更正の請求・修正申告額の入力」画面に戻りますので、該当する項目の「訂正する」ボタンを押して入力内容を訂正してください。
- ② 確認が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

①

計算の結果、**修正申告書**を作成します。

納付する金額
57,400円

※：住民税については、修正申告書に基づき再算出されます。

収入・所得金額（総合課税）

給与所得

項目	修正前	修正後	差引金額
収入金額			
区分（所得金額）			
所得金額			

所得金額の合計

所得から

社会保険料

修正申告により新たに納付すべき税額が表示されます。
入力内容に誤りが無く、修正申告後の納付すべき税額が修正申告前の納付すべき税額と同じ場合には、下図のとおり更正の請求や修正申告が不要である旨の文言が表示されます。

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

入力に誤りがない場合は、更正の請求又は修正申告は不要です。
更正の請求又は修正申告の詳細は、所轄の税務署にお問い合わせください。

修正申告をしても納付すべき税額が変わらない等の理由で、更正の請求や修正申告が不要である場合、「次へ」ボタンではなく、「作成終了」ボタンが表示されます。「作成終了」ボタンを押すと確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ戻ります。

作成終了

項目	修正前	修正後	差引金額
金額	-	1,320,000円	+1,320,000円

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

16 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

- ① 修正申告によって異動した事項について、入力してください。
- ② 入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

修正申告による異動事項の入力

修正申告によって異動した事項の入力

修正申告によって異動した事項 ? □

*: 100文字以内

① 扶養控除の修正

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

17 「財産債務調書の作成」画面

- ① 財産債務調書の提出基準に該当する場合は、「12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。」をチェックし、「入力する」ボタンを押して、「財産・債務の入力」へ進みます。

※「更正の請求・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちの場合）」のP20をご参照ください。）

- ② 財産債務調書の提出基準に該当しない場合、「財産債務調書」を手書きなどで別途作成する場合や、既に提出済みの場合は「次へ」ボタンを押してください。

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

財産債務調書の作成

① 既に財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、「次へ」ボタンを押してください。

財産債務調書の作成

財産債務調書の提出要件の確認

令和7年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和8年6月30日（火）までに、財産債務調書を提出する必要があります。
提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

なお、すでに財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、チェックを付けずに「次へ」をクリックしてください。

> 財産債務調書の提出要件の詳細

① 12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。

※：別途提出する場合、入力を省略することができます。

ここまでの入力内容を保存

18 「納付方法等の入力」画面

① 納付方法及び通知方法を選択してください。

なお、「スマホアプリ納付」又は「コンビニ納付」を選択すると、税務署や金融機関に向く必要がない上、手数料も不要です。

税務署等の窓口での納付を希望する場合は、「金融機関等での窓口納付」を選択してください。

※1 修正申告により、新たに納付すべき税額は、修正申告書の提出日が納期限となりますので、速やかに納付してください。

※2 書面で作成する場合は、スマホアプリ納付をご利用できません。

② 選択が終了しましたら、「次へ」ボタンを押してください。

「基本情報の入力」画面へ進みます。

納付方法等の入力

納付する金額
57,400円
※：住民税等については、修正申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

納付方法

納付方法の選択
納付方法 **必須**
> 各納付方法の内容を確認する
選択してください

通知方法の選択

この申告書に係る通知等（加算税の賦課決定通知、予定納税額の通知）がある場合、これらの通知を電子的に受け取ることができます。
> 電子交付を希望する場合の留意事項
Q e-Taxによる電子交付か 郵送等による書面交付のどちらを希望しますか？ **必須** ?
電子交付 **書面交付**

戻る **次へ**
ここまでの入力内容を保存

19 「基本情報の入力」画面

- ① 住所・氏名等【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。
- ② 入力終了後、「次へ」ボタンを押してください。

①

The screenshot shows a web form titled "基本情報の入力" (Basic Information Input). It is divided into three main sections: "氏名・電話番号の入力" (Name and Phone Number Input), "住所の入力" (Address Input), and "その他の項目の入力" (Input of Other Items).

氏名・電話番号の入力

- 氏名 (フリガナ) ※: 各11文字以内. Input: コクセイ タロウ
- 氏名 (漢字) **必須** ※: 各10文字以内. Input: 国税 太郎

住所の入力

現在の住所の入力

- 納税地の区分 **必須** 住所地 事業所等
- 郵便番号: 1040045. Button: 郵便番号から住所入力
- 都道府県・市: 東京都 中央区
- 丁目番地等 **必須** ※: 都道府県・市区町村と合計で28文字以内. Input: 築地5丁目3-1
- 建物名・号室 ※: 28文字以内 (制限文字数を超える場合、マンション名を省略するなどして). Input: ○○マンション101号室
- 提出先税務署 **必須** : 東京都 京橋

その他の項目の入力

- 職業 ※: 個人事業主の方は、事業の内容を具体的に入力してください (商業小売業、自動車販売店など)。 ※: 11文字以内. Input: 会社員
- 屋号・雅号 ※: 事業に係る屋号や雅号がある場合は入力してください。 ※: 30文字以内. Input: 国税商店
- 世帯主の氏名 (漢字) **必須** : **ご自身が世帯主** (button). Input: 国税 太郎
- 世帯主からみた続柄: 本人
- 整理番号 ※: 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署で付番は入力してください。 ※: 数字8桁. Input: 01234567

Buttons at the bottom: 戻る (Back) and 次へ (Next).

Annotations:

- Red box: "住所の続きを入力します。" (Enter the continuation of the address.)
- Red box: "郵便番号を入力し、「郵便番号から住所入力」ボタンを押すと、住所及び税務署名が自動で入力されます。" (Enter the postal code and click the button to auto-fill address and tax authority name.)
- Red box: "郵便番号から住所が検索できなかった場合は、都道府県及び市区町村をプルダウンで選択してください。" (If address search fails, select prefecture and city/ward/village from dropdowns.)
- Red box: "提出先税務署を選択します。 ※ 郵便番号から住所を検索した場合などは、自動で表示されます (一部を除く。)" (Select the tax authority. ※ Auto-filled when searching by postal code, except for some.)
- Red box: "「ご自身が世帯主」ボタンを押すと、「氏名」欄の名前をコピーして「世帯主の氏名」欄に表示し、「世帯主からみた続柄」欄に「本人」と表示します。" (Clicking the button copies the name to the household head name field and sets the relationship to '本人').

20 「マイナンバーの入力」画面

画面に表示されている方のマイナンバーを入力し、入力終了後「次へ」ボタンを押してください。

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

マイナンバーの入力

	氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号） ※：数字12桁
1人目	国税 太郎（本人）	昭和43年10月31日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

この画面以降の操作方法については、各画面の案内に従い操作を行ってください。